

国立研究開発法人 国立環境研究所の達成すべき 業務運営に関する目標（中長期目標）骨子案

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月〇日

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

1. 法人の使命

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、我が国の環境科学における中核的研究機関であり、その活動は、国の環境政策への科学的、技術的基盤を提供するとともに、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 30 条において国が環境の保全に関する科学技術の振興のために講ずべきとされる「研究開発の推進及び成果の普及、研究者の養成」等について、環境研究・技術開発の面から、大きく貢献してきた。

国環研は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号。以下「国環研法」という。）第 3 条に基づき、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ること」を目的として、国環研法第 11 条に基づく次の業務を行うこととされている。

- ① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（国環研法第 11 条第 1 項第 1 号。以下「環境研究に関する業務」という。）。
- ② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供（国環研法第 11 条第 1 項第 2 号。以下「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」という。）。
- ③ 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「適応法」という。）第 11 条第 1 項に関する業務（国環研法第 11 条第 2 項。以下「気候変動適応に関する業務」という。）。

2. 法人の現状及び課題

国環研は、国立公害研究所として昭和 49 年に設立されて以来、幅広い環境研究に学際的・総合的に取り組む研究機関として、環境問題の解決に資する情報の発信や環境政策への科学的知見の提供を通じ、行政や社会に貢献してきた。

第 5 期中長期目標期間においては、環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和 6 年 8 月 23 日環境大臣決定）の実現に向けた「戦略的研究プログラム」をはじめ、政策的・学術的な源泉となる幅広い「基礎・基盤的取組」を進め、有識者における外部研究評価においても高い評価を得た。

国の計画に沿った大型事業としては、エコチル調査と衛星観測を実施してきた。エコチル調査では、各地域センターと連携し全国 10 万組の親子を対象として環境と健康にかかわるデータ・試料の蓄積・活用を着実に進め、衛星観測では温室効果ガス観測技術衛星 2 号（GOSAT-2）からのデータ処理を 1 号と合わせて進めるとともに、3 号機となる温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）の打ち上げを令和 7 年度に実施した。適応法に基づく業務としては、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のために情報発信や研修等を通じた技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組んできた。さらには、「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」や「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」を通じ、科学的知見や取組事例などの情報を活用しやすい形で提供してきた。

また、地方組織として福島地域協働拠点及び琵琶湖分室を設置し、それぞれの地域に根ざした地域協働型の研究も進め、地域の環境回復・創生や地方づくりに貢献している。

一方、複雑化・多様化する環境問題へ対応するためには、研究体制の強化や学際的ネットワークの構築が不可欠であり、将来的な研究活動の持続性という観点において、人材の確保・育成が課題となっている。また、昭和 49 年の設立以来 50 年以上が経過したことにより、研究本館をはじめとする施設・研究設備の更新を迫られているほか、個別に収集・管理されてきた研究データを一元的に集約し、研究者のみならず自治体・企業といった利用者に対し付加価値を高めて情報提供するための環境情報基盤を整備することが今後の課題として挙げられる。

3. 政策を取り巻く環境の変化

現在、人類は気候変動、生物多様性の損失、汚染という 3 つの深刻かつ世界的な環境危機に直面しており、これは人類の活動が、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあり、自らの存続の基盤である環境、自然資本の安定性を脅かしつつあることを示している。

現下の危機的状況を克服するためには、現代の経済社会システムの延長線上

での対応ではなく、新たな経済社会システムへの転換が必要である。第六次環境基本計画（令和 6 年 5 月 21 日閣議決定）では、目指すべき社会の姿を「循環共生型社会」と定め、その実現のため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）、炭素中立（ネット・ゼロ）等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的課題の解決にも結びつけていくこととしている。

また、複雑化する環境・経済・社会の課題を横断的に解決するためには、自然科学のみならず人文・社会科学をも含めた多様な「知」の創造と「総合知」の活用、さらにはこれらを担う人材育成が必須である。科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装は「新たな成長」を支える原動力であると同時に、現下の危機へ対応するための生命線でもある。そのため、環境科学研究における中核的機関である国環研の発展はより一層重要になる。

4. 第 6 期中長期目標期間における国立環境研究所のミッション

以上の位置付け及び役割の下、第 5 期中長期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、第 6 期中長期目標期間における国環研のミッションを次のとおりとする。

- ① 重点的に取り組むべき課題への分野横断的・統合的な研究活動の推進
- ② 各分野を中核とした研究・技術開発の着実な推進
- ③ 研究の実装・社会転換の強化・推進
- ④ 環境データを活用した環境研究の推進
- ⑤ 国の計画に沿った大型事業、及び気候変動適応に関する業務の着実な実施
- ⑥ 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務の着実な実施

（別添 1） 国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図

第 2 中長期目標の期間

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 1 号の中長期目標の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とする。

第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号の研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

第6期中長期目標期間においては、国環研法第11条に基づく国環研の主要な業務である「環境研究に関する業務」、「環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務」及び「気候変動適応に関する業務」を一定の事業等のまとまりと捉え、目標を設定し、1.(1)及び3.を重要度「高」と設定して集中して取り組むこととする。

なお、評価にあたっては、別添2の評価軸及び評価指標等に基づき、総合的な判断により、評価・評定を実施するものとする。

1. 環境研究に関する業務

環境研究に関する業務については、第6期中長期目標期間においては、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
- (2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進
- (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進
- (4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

第六次環境基本計画が提示する環境・経済・社会の統合的向上を目指す持続可能な「循環共生型社会」の具体化・実現において、科学的側面からの課題解決を先導的に推進するべく統合型研究プログラムを設定し、統合的な観点での研究開発を推進する。

なお、研究活動の進捗状況や国内外の環境面、経済面、社会面での情勢の変化に応じて、中長期目標期間中に実施内容を見直し又は追加する場合がある。

- ① 脱炭素・資源循環・自然再興の同時実現を加速化させる研究プログラム
現世代から将来世代を環境的脅威から守り、ウェルビーイングの高い社会における脱炭素、資源循環、自然再興の役割を明らかにし、そうした社会の実現の根源となる技術、制度を含めたシステムチェンジと、その加速化を可能とする術をマクロからミクロの視点で定量的、叙述的に明らかにして、国民に提示、実装するための研究を行う。

【具体的な内容は調整中】

- ② 自然起点の課題解決(NbS)の実装と展開に向けた研究プログラム
自然の機能を活用した社会課題解決策(Nature-based Solutions)の具体的な技術と社会実装の方法論を示すとともに、アジアにおけるNbS研究拠点を形成する。

【具体的な内容は調整中】

- ③ 水・大気・土壌の媒体を横断する環境汚染に伴う人や生態系への新たな脅威の包括的把握・解決を目指す研究プログラム

環境汚染を引き起こす有機フッ素化合物（PFAS）・プラスチック・薬剤耐性菌の3つの新たな脅威となる環境汚染問題に対して、発生源・排出解析、多媒体横断動態解析、影響解析を同時に行い、人間の健康と生態系の健全性の向上に資する研究を行う。

【重要度：高】【困難度：高】

重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進は、推進戦略に提示されている各領域における重点課題に対応し、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため重要度は高い。また、従来の個別分野を超えた分野横断的な連携により複合課題の解決に取り組むものであり、困難度が高い。

（２）環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進

推進戦略で提示する社会像の実現に向け、環境研究の柱となる4つの分野と、地域におけるより統合的・実践的な取組を推進する分野を設定し、各分野を中核とした研究・技術開発を戦略的に推進する。それぞれの分野では、分野間の連携も活用しつつ、今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する「先見的・先端的な基礎研究」と、随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する「政策対応研究」とともに、研究分野それぞれの重要課題に関して統合的・実践的な取組を指向する「プロジェクト型研究」を設定し、創造的・先端的な科学の探究を基礎とする研究から実践的研究、社会実装に関わる事業的取組に至るまで幅広い段階を含む取組を体系的に実施する。

また、今後も我が国が環境科学分野における牽引役となりうるよう、分野横断的に、環境科学に関する知的研究基盤の整備を推進する。

なお、気候変動適応に関する研究は、3. 気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。

ア. 各分野を中核とした研究・技術開発の戦略的推進

① 気候変動分野

気候変動の緩和及び地球規模汚染の改善に関する資する研究を行い、世

界の気候変動に関する政策決定に必要な科学的基盤を提供し、地球の気候と大気質を安定化させる 1.5℃目標の実現に貢献することを目指す。

② 資源循環分野

システム研究、リスク研究、技術開発研究の3つの専門分野の視点から、資源循環システムの包括的分析、資源循環過程における物質の資源性と有害性の評価、廃棄物処理処分の計画と技術開発に関する研究を実施し、資源循環・廃棄物行政や政策に関する提言を行う。

③ 自然共生分野

人口減少社会における野生生物の保全と管理、外来生物等による影響の評価と対策及び環境変動による生態系影響の解明と保全に関する研究を進め、生態系の健全性の回復に資する政策提言を行い、自然再興の実現、ヒトと自然との共存及び持続可能な生態系利用を推進させる。

④ 安全確保分野

環境汚染に対する安全確保と環境媒体の管理・改善に資するため、化学物質等によるヒト健康・生態系リスクの評価と対策案、大気、水、土壌における物質動態の理解と保全策に関する研究を行う。

⑤ 地域協働/社会協働分野

これまでの災害・復興及び持続可能な地域形成に資する研究蓄積を統合・発展させ、分野横断的な課題解決と持続可能性の向上を通じて地域社会への貢献を強く志向する研究を行う。地域の関係者との協働を基盤とし、実践と理論の両輪で進め、方法論の構築、実践知の提示、さらには地域協働論の発展を先導する。

イ. 知的研究基盤の整備に関する取組

知的研究基盤の整備については、モニタリング、データベース・情報ツール、計測標準化、試料保存・提供それぞれに、以下の取組を推進する。

① モニタリングに関する取組

世界・地域スケールでの大気・海洋・陸域モニタリングや気候変動影響モニタリング、長期環境・生物モニタリング等の取組を記載。【P】

② データベース・情報ツールに関する取組

温室効果ガス観測データ・インベントリ等の公開や資源・マテリアル、

生物多様性、化学物質等に関するデータベース・情報ツールに関する取組を記載。環境研究共創拠点に関わる取組の一部も記載予定。【P】

③ 計測標準化に関する取組

生態毒性標準事業や環境標準物質事業に関する取組を記載。【P】

④ 試料保存・提供に関する取組

遺伝資源の保存や藻類保存、タイムカプセル事業等に関する取組を記載。
【P】

(3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って、実施組織の中で中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業と子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業を着実に推進する。

① 衛星観測に関する事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び「宇宙基本計画」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）に基づき、令和 7 年度に打ち上げられた 3 号機を含む GOSAT シリーズによる温室効果ガス等のモニタリングを実施する。特にデータ処理システムの改良と運用や処理結果の検証に重点的に取り組み、パリ協定の実施に資する観測データを国際社会に提供する。さらに気候変動に関する科学への貢献等を目指し、4 号機の検討を進める。

② エコチル調査に関する事業

「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日環境省策定、令和 5 年 3 月 30 日改定）や「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）研究計画書」（平成 22 年 8 月 10 日国環研エコチル調査コアセンター策定、令和 7 年 6 月 2 日改定）に基づき、平成 22 年度に開始された全国 10 万組の親子を対象とした出生コホート調査について、全体を対象とした質問票調査及び対面式で行う学童期検査や青年期検査、並びに、約 5000 名を対象とした詳細調査等を着実に実施する。

(4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省をはじめとした関係省庁や大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、さらには地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。

そこで、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第6期科学技術・イノベーション基本計画や統合イノベーション戦略2020（令和3年3月26日閣議決定）や統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、国内外機関との連携の強化や研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、以下の取組を行う。

① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進

- ・環境研究における中核的研究機関として、国内外の大学や他の国立研究開発法人、地方環境研究機関との共同研究・研究交流等や、民間企業との連携・ネットワーク構築を推進する。また、国環研の地方拠点等も活用しながら、地方公共団体、NPO、NGO、市民等を含む多様な関係主体との協働を推進する。
- ・国際連携に関しては、環境研究の国際拠点としての機能強化を図り、我が国の環境対策の経験を活用した支援、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等に取り組むほか、国際標準的な試験評価手法の確立等の国際ルール作りに向けた国際機関の活動に参画し、国環研の研究成果と能力を活かした積極的な貢献を果たす。
- ・国内外の大学との連携においては、連携大学院制度やインターンシップ制度も活用し、次世代の若手研究人材の育成にも取り組む。【P】

② 成果の社会実装

- ・個別の研究成果の発表については、査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数について第5期中長期計画期間中と同程度の水準を目安として推進するとともに、学会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。
- ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に貢献する。
- ・データベース、保存試料、環境標準物質等の外部研究機関等への提供に努める。
- ・知的財産については、知的財産ポリシーに基づいて、知的財産マネジメント

トを行う。さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国環研が所有する知的財産又は国環研に関連する技術・知識等の研究成果を使ったスタートアップの育成・支援のための組織的な取組を行う。

③ データ連携を通じた環境研究の推進及び成果の普及【P】

環境・経済・社会の多岐にわたる情報の統合的解析及び AI 研究を含むデータサイエンス研究を推進し、並びに、国内外の関係研究機関等とのデータ連携を推進する「環境研究共創拠点」を構築する。

2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

(1) 環境情報の収集、整理及び提供【P】

国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、国環研ウェブサイトや「環境研究共創拠点」を通じて提供する。

これまで運用してきた環境情報を発信する総合的なウェブサイト「環境展望台」は、近年の多様化するユーザーニーズに応えるべく発展的に解消し、必要な機能・コンテンツを環境研究共創拠点等へ移行し、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を目指す。

- ・国民が正確な情報の拠り所として参照することを意識した、学術的な背景や最新の法令等に基づく環境技術解説を、図表等を用いてわかりやすく提供する。
- ・環境研究共創拠点を通して提供する環境データセットについて、研究データ管理、データ構造化や品質管理を推進することにより、透明性・利便性を向上させる。
- ・操作可能なグラフや地理情報システム（GIS）技術を活用し、国環研が提供する環境データの内容を俯瞰的・直感的にわかりやすく伝える。

(2) 広報・アウトリーチ活動

- ・プレスリリース、ホームページ、SNS 等を組み合わせたクロスメディア戦略により、国民にわかりやすく最新の情報を発信する。
- ・ホームページ改善を進め、利用者の利便性向上と迅速な情報提供を図る。
- ・オープンサイエンスの推進に向け、機関リポジトリ等を活用した研究成果の公開に取り組む。また、研究データの流通および利活用の促進を図るため、

各種のデータセットへのデジタルオブジェクト識別子（DOI、永続的かつ一意に識別可能な国際標準規格）付与を推進する。

- ・シンポジウムや施設公開を通じ、成果を直接国民に届ける場を創出する。
- ・見学対応や講師派遣などのアウトリーチ活動を積極展開し、双方向の対話を促進。社会の声を研究へ反映することで信頼関係を深める。

3. 気候変動適応に関する業務

適応法に基づき、国、地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に一体的・総合的に取り組む。

適応法施行 5 年を経て適応施策及び研究が一定程度進展してきた状況を踏まえ、今期は特に、研究成果の社会実装及び適応策の実践強化を推進していく。

(1) 気候変動適応推進に関する技術的援助

① 情報基盤の整備・運用

- ・国、地方公共団体、事業者、個人の適応策を推進するための情報基盤（A-PLAT）を整備・運用する。これを通じ、（2）に掲げる調査研究の成果を含む気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、分析、整理及び提供を行う。
- ・国の気候変動適応推進会議による関係行政機関の緊密な連携協力体制の下、「気候変動適応に関する研究機関連絡会議」及び「気候変動適応の研究会」を運営する。これにより、地域の機関も含む関係研究機関の間の情報交換・連携を深め、研究成果の社会実装促進や適応策の実践強化に貢献する。
- ・国、地方公共団体、事業者等幅広い主体の動向について情報収集し、またこれら主体との意見交換を通じ、幅広い関係主体のニーズや課題を把握し、さらなる科学的知見の活用促進や研究成果の社会実装、適応策の実践につなげる。
- ・A-PLAT を通じた各主体に向けた分かりやすい情報提供、メルマガ・SNS を通じたプッシュ型情報発信を継続実施。また今期は特に、国や関係する事業者等とも連携し、国民の理解及び行動を促進することを目指す。

② 地方公共団体等各主体に対する技術的援助

- ・委員・講師派遣、問合せ対応、データ・資料・ツール・科学的知見の提供等、幅広い活動を通じて、都道府県又は市区町村による地域気候変動適応計画の策定又は推進等に係る技術的援助、地域気候変動適応センターに対する技術的援助、また、事業者等各ステークホルダーの取組推進のための技術的援助を行う。
- ・地方公共団体や地域気候変動適応センターに対しては、積極的にコミュニケ

ーションを図り地域ごとの実情を的確に把握しつつ、多様なニーズに応じた各種研修の実施、意見交換会の開催、科学的知見を施策に活用するための資料やツールの開発・提供等を実施する。今期は特に、地域の実情に応じた地域計画や地域センターのさらなる充実に向け、それらを適切に評価するための手法・指標等を開発する。また、適応策の主流化や他の分野の施策とのシナジー強化を目指し、地方創生につながる適応策のあり方について検討する。

- ・事業者に対しては、業種・業態ごとのニーズや課題を把握した上で、A-PLATを通じた適応取組事例の収集・発信、セミナー・シンポジウム等の開催、e-learning等のツールの開発・提供等を行い、気候リスク管理と適応ビジネスの両面での取組を推進する。今期は特に、金融機関や経済団体へのアプローチを通じて、より幅広い事業者への適応策の浸透を目指していく。

③ 国際的な連携・協力

- ・国内外の関係機関等と連携しつつ、気候変動影響・適応に関する科学的情報の収集やツール開発を行い、これらを AP-PLAT を通じて提供することにより、主にアジア太平洋地域における気候変動適応の推進に貢献する。今期は特に、これら地域における適応策推進のための資金アクセスを支援するツールの開発に着手する。

(2) 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務

- ・基礎的取組として萌芽的研究を行いつつ、応用的取組として出口指向型（政策指向型）のプロジェクト型研究を行うとともに、これら研究成果を（１）の技術的援助業務につなげるための知的基盤整備（地方公共団体等との共同研究の構築、研究データベース構築、ツール開発等）を併せて行うことにより、研究成果の社会実装を加速し、適応策の充実強化に貢献する。
- ・その際、関連分野が多岐にわたることから、気候変動適応に関する研究機関連絡会議の構成機関（20の国研）、その他関連する大学・研究機関、及び地域気候変動適応センターと緊密に連携して取組む。
- ・これら研究の成果は、（１）の技術的援助業務に積極的に活用するほか、A-PLAT や AP-PLAT を通じた発信、ケーススタディエリアでの利活用を通じ、国内における国（政府影響評価報告書・適応計画の改訂）及び地方公共団体等の適応推進に貢献するのみならず、アジア太平洋地域の適応推進への貢献も目指す。
- ・さらには、国際プロジェクト ISIMIP など国際的な研究活動にも積極的に取り組むほか、IPCC や ISO などの国際枠組への貢献を目指す。

以上（１）及び（２）に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策

定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

【重要度：高】

気候変動適応に関する調査研究・技術的支援等の取組は、喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第35条の4第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。

1. 業務改善の取組に関する事項

(1) 経費の合理化・効率化

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る業務費（特殊要因を除く。）のうち、毎年度業務経費については〇%以上、一般管理費については〇%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

(2) 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(3) 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進する。また、内部監査や契約監視委員会等における点検・見直し等により契約の適正化を推進する。

2. 業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）に関する事項【P】

業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進による業務の効率化と

利便性の向上等を図るため、技術革新を踏まえながら情報システムの充実に取り組む。そのため、情報セキュリティと DX 推進を一体的に推進する体制を整備し、職員の情報リテラシーの向上及び IT 人材の育成を図るとともに、積極的な AI 利活用の促進で生産性の向上を図る。また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、業務運営を支える情報基盤、情報システムの適切な整備及び安定的な運用管理を行う。

第 5 財務内容の改善に関する事項

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。

第 4 の 1 「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 3 年 9 月 21 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、一定の事業等のまとまりごとに設定しているセグメント情報を引き続き開示する。

（1）バランスのとれた収入の確保

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第 3 の 1.（4）や第 3 の 2. の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らし妥当であることを前提に、外部資金を利用する研究の形成及び実施の支援を行う。

（2）保有財産の処分等

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

第6 その他の業務運営に関する重要事項

通則法第35条の4第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1. 内部統制の推進

(1) 内部統制に係る体制の整備

理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議をはじめ階層的な所内会議を定期的開催し、中長期的視点を含めた組織運営のあり方や課題への対応方策について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会を中心に、モニタリング体制等内部統制システムの整備・運用を推進する。また、統制環境の有効性、効率性を定期的に確認し、その結果を踏まえ、内部統制制度の強化を図る。さらに、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施する等、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

(2) コンプライアンスの推進

我が国における環境研究の中核的機関として、社会から高い信頼性を得てその使命を果たすべく、コンプライアンスの徹底を図る。このため、所内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践の推進や取組状況のフォローアップを着実にを行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、管理責任の明確化、教育研修等事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。これらに加えて、安全保障貿易管理に関する取り組みを行う。

(3) 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応するため、機微技術・情報の流出防止措置など研究セキュリティ・研究インテグリティの確保に引き続き取り組むこととし、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）等の政策方針も踏まえ、関連部署が連携してその体制の一層の整備と運用強化を図る。

(4) 情報セキュリティ対策等の推進【P】

① 情報セキュリティ対策の推進

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和 3 年 7 月 7 日内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を踏まえ、情報セキュリティポリシーや基準を適宜見直し、これに基づく適切な情報セキュリティ対策強化を講じるとともに、教育や遵守に向けた活動を包括的に対応する組織運営を実施する。さらに、研究セキュリティも考慮しつつ最新の技術に対応しながら、情報セキュリティに関する組織的対応能力の維持・向上に取り組む。また、これらの実施状況を踏まえた PDCA サイクルによる改善を図る。

② 個人情報等の管理体制の整備

個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備、個人情報保護研修や管理状況の点検の実施などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

(5) PDCA サイクルの徹底

業務の実施に当たっては、組織横断的な研究活動を含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用する等して適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

(6) リスク対応のための取組の推進

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえリスクの発生の防止、発生の可能性の低減、発生した場合の被害の最小化、早期復旧及び再発防止等に関する取組を推進する。

2. 人事の最適化

(1) 優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や優れた人材の確保等に努め、研究の活性化を促進する。事務系職員についても、適正な組織運営及び研究成果の最大化に貢献するべく、経験者採用も含めた積極的な職員採用等を進め、優れた人材の確保に努める。

(2) 若手研究者等の能力の活用

若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進するため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づく「人材活用等に関する方針」（平成23年2月3日国環研決定）等に基づいて取組を進める。

また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

(3) 管理部門の能力向上

主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、実効的な研修計画を立案・実施し、能力及び士気の向上を図る。

また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、関係機関との人事交流等も含め多様な業務経験を通じて国環研の研究・業務活動を支援・推進するとともに、組織の適正な運営に努める。

加えて、管理部門のうち特に研究支援を担当する部門において、豊富な知識、技術、経験等を持つシニア職員がその能力を存分に発揮して活躍できる制度を運用する。

(4) 適切な職務業績評価の実施

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。

また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

3. 施設・設備の整備及び管理運用

良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。

また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を進めるほか、老朽化が顕著である研究本館等を集約する「新研究本館（新居室棟）」の工事等も含め効率的・効果的な運営を図るという理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、より具体的な整備計画を立て、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

4. 安全衛生管理の充実

勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取組を行う。

(1) 職員の健康保持増進

定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。

(2) 危機管理体制の充実

人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定や化学物質リスクアセスメント制度等職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練等各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。

5. 業務における環境配慮等

我が国における環境研究の中核的機関として、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努める等自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。

また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表するとともに、国民の環境配慮の取組を増進させるために、国環研の業務における環境配慮の取組・成果についての積極的な発信に努める。

別添 1：国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図

別添 2：国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等【P】

